



11月は児童虐待防止推進月間

子どもを守るには 地域の力が必要です



本市では、児童虐待のない社会を目指し、オレンジリボン運動をはじめとした啓発運動や支援などに取り組んでいます。

虐待などのさまざまな危険から子どもを守るためには、地域の皆さんの力が必要です。この機会に、身近な問題として意識しましょう。

☎子ども家庭支援室 ☎(632)2390

♡ 地域で子どもたちを「見守る」ステップ

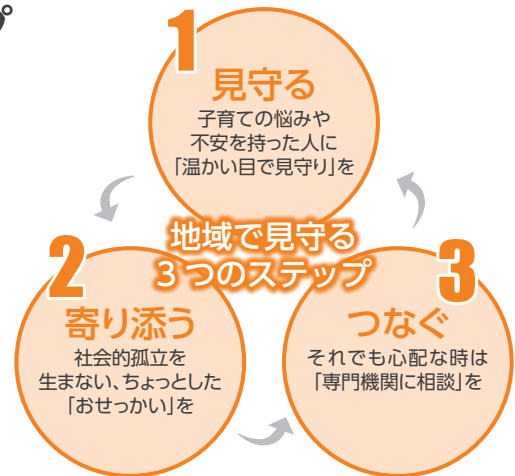
地域の皆さん全員が、子どもたちを守るための「地域の力」です。

「見守る」「寄り添う」「つなぐ」の3つのステップ(右の図参照)で、みんなで子どもたちを育てていきましょう。

オレンジリボン運動に参加しましょう

オレンジリボン運動とは、「児童虐待のない社会の実現」を目指す運動です。

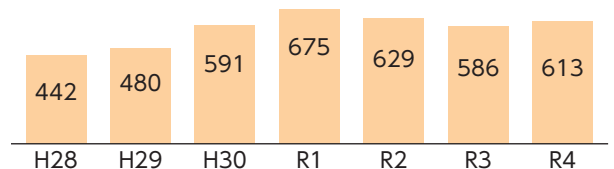
オレンジリボンはそのシンボルマークであり、オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表しています。



♡ 令和4年度の児童虐待の通告数は「613件」

本市の令和4年度の児童虐待の通告数は、613件でした。平成30年以降、通告数は500件を超え、依然として多くの通告を受けています。

本市の児童虐待の通告数の推移



♡ 「こども家庭センター」を設置しました

本市では、虐待予防や、子どもたちが安全安心な生活を送れるようにするため、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を一体化した、「こども家庭センター」を令和5年4月に設置しました。

■こども家庭センターとは

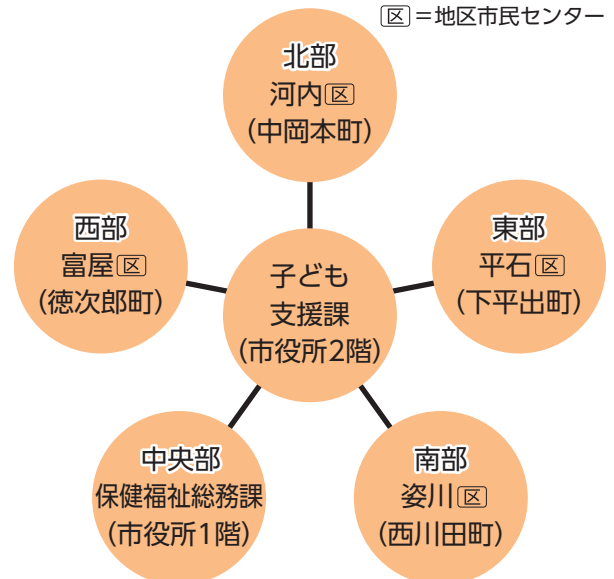
安心して子どもを産み、育てることのできるまちの実現に向け、地区市民センターなどの母子保健担当と子ども支援課が連携して、切れ目のない相談支援体制で対応します。

■こども家庭センターの特徴

- ▼適切かつ効果的な支援の充実 関係機関と情報の共有・連携を図りながら、各種サービスにつなぎます。また、ヤングケアラーへの対応も行っています。
- ▼身近な地域で相談ができる窓口の設置 子ども支援課の他、5カ所の保健福祉拠点に相談窓口を設置しています。
- ▼複雑・複合化する事業に対応する体制構築 必要な支援に適切につなげられるよう、母子保健と児童福祉の両分野に精通した職員を新たに配置しています。

こども家庭センター

☒=地区市民センター



♡ ヤングケアラーへの理解が大切です

ヤングケアラーとは家族の介護や身の回りの世話などを担う18歳未満の子どものことです。

介護や世話の負担が大きく、人間関係・勉強などに影響があることから社会問題化しています（下のイラスト参照）。

ヤングケアラーの皆さんにとって、家族の手伝い・

手助けをするのは「普通のこと」と思うかもしれませんが、学校生活に影響したり、心や体に不調を感じるほど重い負担がかかっていたりする場合は、信頼できる相手や窓口にご相談ください。

また、虐待と同じように、地域の皆さんのヤングケアラーへの理解が大切です。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典：子ども家庭庁（<https://www.cfa.go.jp/top/>）（参照 2023-10-18）
「ヤングケアラーについて」（子ども家庭庁）（<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>、参照 2023-10-18）を加工して作成

♡ 本市の子どもに関する相談窓口

内容	相談機関・問い合わせ先	相談日時
虐待の相談	子ども家庭支援室 ☎(632) 2390 県中央児童相談所 ☎(665) 7830	月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分
	児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189	24時間（夜間・祝休日を含む） 命に関わるなど、緊急性の高い場合は最寄りの警察署へ
ヤングケアラーの相談	ヤングケアラー相談窓口 （子ども家庭支援室内）☎(632)2390	月～金曜日、午前10時15分～午後5時15分